

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出(以下この条において「申請等」と

いう。)は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条にお

いて同じ。)と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接

続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が

送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記

録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合

にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。)により提出しなければな

らない。